

「静岡県金属くず営業条例」の一部改正(案)の概要

※ 下記の改正案は検討中のため、今後変更する場合があります。

《 改正の目的 》

本条例は、静岡県内における金属くずの売買や交換に係る営業に関し必要な規制等を定めている条例です。

この度、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「金属盗対策法」といいます。）において、特定金属くず買受業に係る措置等について規定されたこと等に伴い、本条例の規定を見直し、改正を行おうとするものです。

《 改正の概要 》

1 金属くず商の許可の基準の見直し

	改正前	改正後
追 加	—	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
見 直 し	刑法第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して1年を経過しない者	次の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から5年を経過しない者 ○拘禁刑以上の刑 ○罰金刑（次に掲げる罪によるものに限る。） ・ 本条例に規定する罪（無許可営業、名義貸し、不正な手段により許可を受けたこと及び営業停止命令違反によるものに限る。） ・ 金属盗対策法第21条から第23条まで又は第24条第1項に規定する罪 ・ 古物営業法第31条に規定する罪 ・ 刑法第235条、第247条、第254条又は第256条第2項に規定する罪
	古物営業法第3条の規定による許可を受けないで古物営業を営んだことにより刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して6月を経過しない者	
	本条例第5条（無許可営業の禁止）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して6月を経過しない者	

見直し	許可を取り消されてから 1 年を経過しない者	許可を取り消されてから 5 年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日等が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
追加	—	許可の取消しに係る聴聞の期日等が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に許可証の返納をした者(その廃業について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から 5 年を経過しないもの
追加	—	暴力団員やその関係者がその事業活動を支配する者

2 許可の取消し規定の追加

- (1) 次の事実が判明した場合は、許可を取り消すことができることとします。
 - ・ 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
 - ・ 欠格事由に該当していること(管理者に係るものを除く。)
 - ・ 許可を受けてから 6 か月以内に営業を開始せず、又は 6 か月以上営業を休止し、現に営業をしていないこと。
- (2) 営業所の所在地又は金属くず商の所在を確知できない場合であって、その事実を公安委員会が公告した日から 30 日を経過しても申出がない場合は、許可を取り消すことができることとします。

3 休業の届出の廃止

休業の届出制度は、廃止することとします。

4 ウェブサイト等での許可の表示

金属くず商は、事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、当該金属くず商のウェブサイト等に許可証の番号などを表示しなければならないこととします。

5 本人確認方法等の見直し

- (1) 金属くず商は、買受け等の金属くずを受け取る取引をする場合には、公安委員会規則で定める方法により取引の相手方の本人確認を行わなければならないこととします。
ただし、過去に買い受け等の取引を行ったことがある者と取引を行う場合であって、当該取引に係る代金を口座間で授受するときは、本人確認を省略できることとします。
- (2) 取引の相手方と現に取引の任に当たっている自然人が異なるときは、取引の相手方の本人確

認に加え、現に取引の任に当たっている自然人についても本人確認をしなければならないこととします。

(3) 取引の相手方が国、地方公共団体等である場合は、現に取引の任に当たっている自然人について本人確認をしなければならないこととします。

(4) 金属盗対策法の規定に基づき行われた本人確認は、本条例の規定に基づき行われた本人確認とみなすこととします。

6 記録の作成

(1) 本人確認記録の作成

金属くず商は、本人確認を行った場合には公安委員会規則で定める方法により本人確認記録を作成し、当該記録は3年間保存しなければならないこととします。

(2) 取引記録の作成

金属くず商は、金属くずの取引を行った場合には公安委員会規則で定める方法により取引記録を作成し、当該記録は3年間保存しなければならないこととします。

(3) 記録作成等の省略

金属盗対策法の規定に基づき作成された本人確認記録及び取引記録は、本条例の規定に基づき作成された本人確認記録及び取引記録とみなすこととします。

7 罰則の見直し

次のとおり罰則を見直すこととします。

1年以下の 拘禁刑又は 100万円以下 の罰金	- 許可を受けず金属くず商の営業をした者 - 名義貸しをした者 - 不正の手段により許可を受けた者 - 営業停止命令に違反した者
6月以下の 拘禁刑又は 30万円以下 の罰金	- 許可証を貸与又は譲渡した者 - 取引の相手方等の本人確認をしなかった者 - 本人確認記録又は取引記録を作成しなかった者又は虚偽の記録を作成した者 - 本人確認記録又は取引記録を3年間保存しなかった者 - 本人確認記録又は取引記録の毀損等の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者 - 不正品の疑いがある金属くずについて申告をしなかった者 - 品触書に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者 - 品触品の届出をしなかった者 - 盗品等の疑いがある金属くずの保管命令に違反した者 - 届出をせずに行商行為をした者 - 行商の証を貸与又は譲渡した者

30 万円以下の罰金	・ 許可申請書、行商の届出書又はそれらの添付書類に虚偽の記載をして提出した者 ・ 許可又は届出事項の変更に係る届出書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をして提出した者 ・ 許可証を返納しなかった者 ・ 立入検査を拒み、妨げ、又は虚偽の答弁をした者
10 万円以下の罰金	・ 許可証を携帯しなかった者又は従事者証を携帯させなかった者 ・ 許可標識を掲示しなかった者又はウェブサイト等に許可の表示をしなかった者 ・ 行商の証を携帯しなかった者又は行商従事者証を携帯させなかった者 ・ 行商の証を返納しなかった者